

政治資金監査契約書のひな型の解説

政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針（以下「政治資金監査マニュアル」という。）によれば、登録政治資金監査人は円滑に政治資金監査を行うため、書面により政治資金監査契約を締結することとされている。以下、契約書の作成に当たっての留意事項を説明する。

(1) 政治資金監査契約の締結の時期

政治資金監査マニュアルにおいて、政治資金監査契約の締結は、政治資金監査対象期間の開始前又は途中であっても差し支えないものとされている。

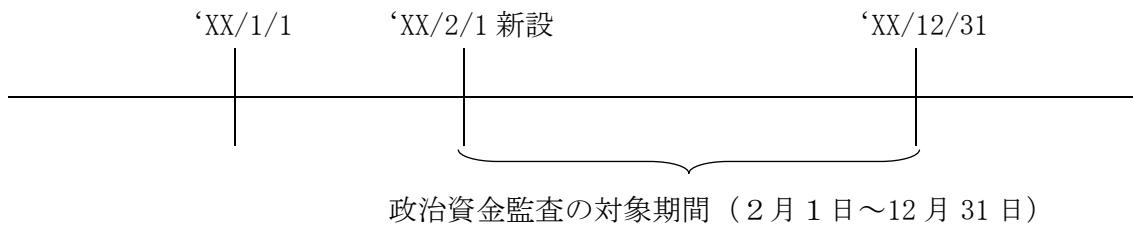
(2) 政治資金監査の対象期間

通常、政治資金監査の対象期間は1月1日から同年12月31日までとなるが、年の途中で新設、解散又は政治団体の区分に異動があった場合は以下の取扱いとなる。

なお、国会議員関係政治団体が年の途中で国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合や、国会議員関係政治団体以外の政治団体が年の途中で国会議員関係政治団体となつた場合であっても、国会議員関係政治団体であった期間に行つた支出だけでなく、国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間に行つた支出も含め、その年に行つた支出全体が、登録政治資金監査人による政治資金監査の対象となることに注意が必要である。

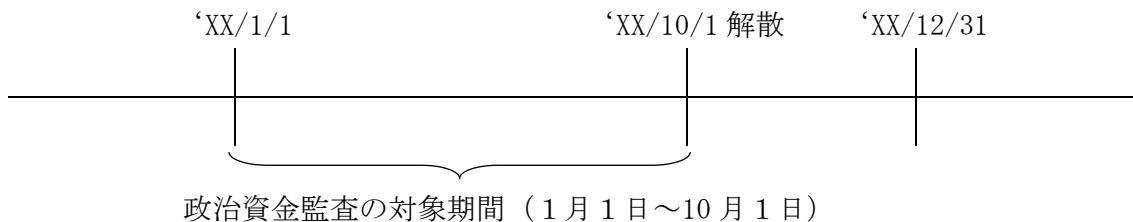
① 新設

例えば、2月1日に国会議員関係政治団体を新設した場合、法第6条第1項に規定される届出の日（2月1日）から同年12月31日となる。



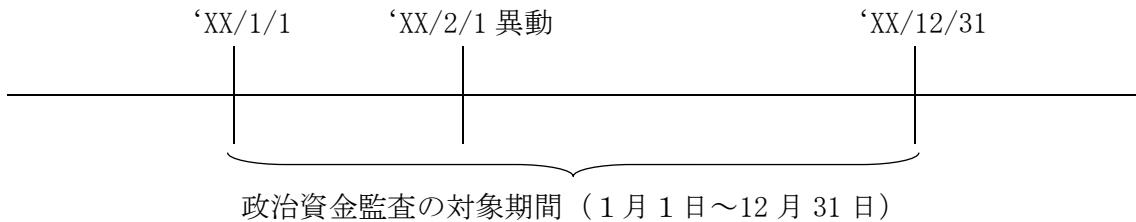
② 解散

例えば、10月1日に国会議員関係政治団体を解散した場合、同年1月1日から解散のあった日（同年10月1日）となる。



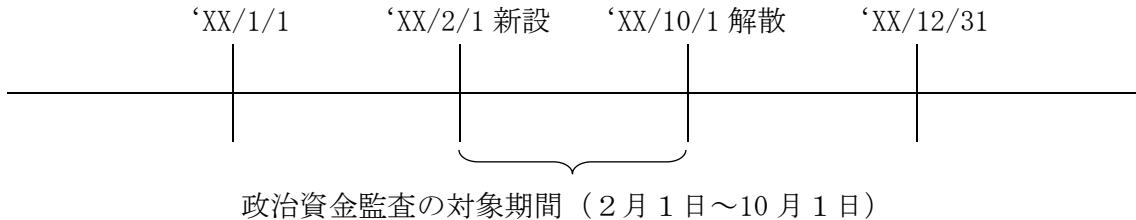
③ 区分異動

例えば、2月1日に国会議員関係政治団体以外の政治団体が国会議員関係政治団体に異動した場合、同年1月1日から同年12月31日となる。



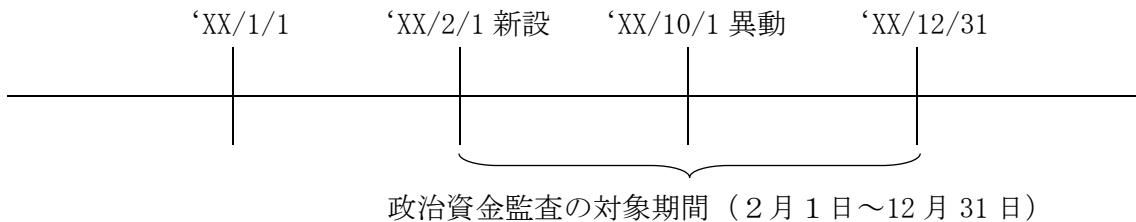
④ 新設・解散

例えば、2月1日に国会議員関係政治団体を新設し、同年10月1日に解散した場合、法第6条第1項に規定される届出の日（2月1日）から解散のあった日（同年10月1日）となる。



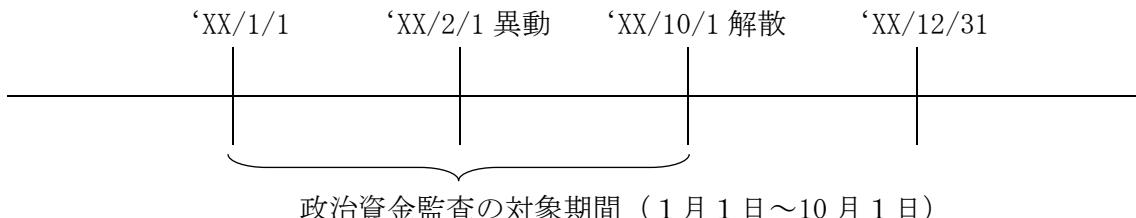
⑤ 新設・区分異動

例えば、2月1日に国会議員関係政治団体を新設し、同年10月1日に国会議員関係政治団体以外の政治団体に異動した場合、法第6条第1項に規定される届出の日（2月1日）から同年12月31日となる。



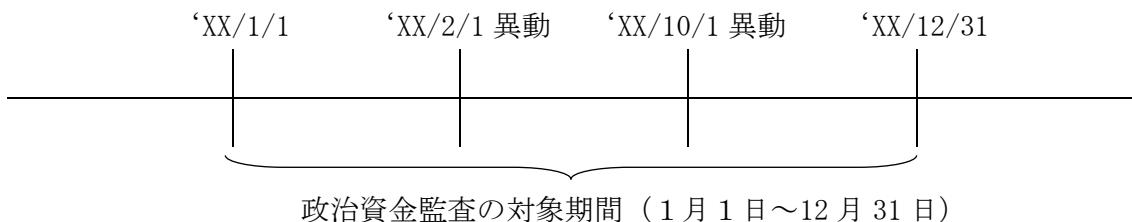
⑥ 区分異動・解散

例えば、2月1日に国会議員関係政治団体以外の政治団体が国会議員関係政治団体へ異動し、同年10月1日に解散した場合、同年1月1日から解散のあった日（同年10月1日）となる。



⑦ 区分異動・区分異動

例えば、2月1日に国会議員関係政治団体以外の政治団体が国会議員関係政治団体へ異動し、同年10月1日に国会議員関係政治団体以外の政治団体へ再び異動した場合、同年1月1日から同年12月31日となる。



(3) 政治資金監査報告書の提出期限

通常、委嘱者の会計責任者が法第12条第1項の規定に基づき収支報告書を作成する場合、12月31日から5か月以内に同収支報告書を都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならないこととされている。

また、委嘱者が解散し、又は政治団体でなくなったときに、委嘱者の会計責任者が法第17条第1項の規定に基づき収支報告書を提出する場合、解散し、又は政治団体でなくなった日から60日以内に同収支報告書を都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならないこととされている。

いずれの場合においても、政治資金監査報告書を収支報告書に併せて提出しなければならないこととされていることから、本契約書第5条第3項における政治資金監査報告書の提出期限は、本契約書第5条第1項の本業務の実施の時期及び日程が十分に確保できるよう留意するとともに、上述の期限を越えない範囲で定める必要がある。

(4) 法第19条の28第2項における「使用者その他の従業者」の対象範囲並びに「業務従事者」及び「使用者等」との関係

法第19条の28第2項における「使用者その他の従業者」は、登録政治資金監査人の指揮・監督の下、政治資金監査業務に従事する者をいい、雇用契約の有無を含め、その他の特段の条件、資格を要するものではない。登録政治資金監査人の事務所で雇用されている職員であっても、政治資金監査の業務を補助していない者であれば、法上の「使用者その他の従業者」に含まれないことから、直接の秘密保持義務の対象範囲外となる。ただし、国会議員関係政治団体の事務所において政治資金監査に従事していない者であっても、例えば、国会議員関係政治団体から提出された資料等をコピーするなど、国会議員関係政治団体の秘密に触れる機会がある者であれば、法上の「使用者その他の従業者」に該当する。

なお、政治資金適正化委員会が定めた政治資金監査マニュアルでは、「業務従事者」及び「使用者等」を、法第19条の28第2項における「使用者その他の従業者」と同

一の者として定められていることに留意する必要がある。

(5) 契約書第5条第2項で委嘱者の主たる事務所以外の場所を記載する場合に留意すべき事項

政治資金監査マニュアルでは、政治資金監査は原則として委嘱者の主たる事務所で行うこととされている。しかしながら、政治資金監査マニュアルで定められた例示のとおり、やむを得ず主たる事務所で行わないこととした場合は、その理由を明らかにした上で、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより具体的に特定して政治資金監査報告書に記載する必要がある。

(6) 契約書第7条の記載について

契約書第7条（保証の有無）は、「公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。(公認会計士法第2条第1項)」と定められていることにかんがみ、本業務が、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われる監査手続とは異なるものであることを確認的に記載しているものである。したがって、公認会計士以外の者が受嘱者である場合においては、必ずしも本条項を記載する必要はないことに留意する。

(7) 報酬の額の積算方法等

報酬の額は、以下の方に基づいて見積もることが考えられるので、見積方法に応じて本契約書ひな型を適宜修正する必要がある。

① 総額見積方法

② 委嘱者の支出の規模、領収書等の枚数や整理状況に応じて予定執務日数又は予定執務時間数を見積もり、請求報酬単価を乗じた金額を報酬の額とする方法

また、支払方法及び支払時期等に関しても、両者で協議のうえ修正することを妨げない。

(8) 政治資金監査業務に関連した指導・助言契約の取扱い

政治資金監査マニュアルでは、円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、必要な助言等を行うため、政治資金監査の事前準備として、領収書等の整理・保存状況を確認する予備的契約や、領収書等の整理方法を指導・助言する契約を締結することも差し支えないものとされていることから、政治資金監査業務と指導・助言業務は同時提供できるものと解される。

これら指導・助言業務は政治資金監査業務ではないことから、当該指導・助言業務を政治資金監査契約に重ねて締結する場合には、その業務内容に応じて、本契約書ひな型とは別に契約書を作成する必要がある。

以上